

中部大学ユースホステルクラブ規約

制定 1969（昭和 44）年 4 月 1 日

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学ユースホステルクラブ」と称する。

（目的）

第 2 条 本団体は、ユースホステル活動を通して人間形成、青少年指導者育成及びユースホステル活動の推進・発展に参加することを目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ユースホステルに関する活動
- (2) ユースホステルに関する大会等への参加
- (3) ユースホステルに関する、他大学学生及び他団体との交流
- (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下、「部員」という。）として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体には、部長、副部長及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第 7 条 ユースホステル部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 8 条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第 9 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第 10 条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第 11 条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する

第12条 第8条において、部長は退部を希望する部員に対して速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第13条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第14条 ユースホステルクラブの構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防部ための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第15条 部員が以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第8条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本文に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第16条 本団体で規約以外の規則を定めることができる。

附則

本規約は、1969年4月1日から施行する。

附則

本規約は、2025年4月1日から施行する。